

令和元年6月  
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

## 令和元年6月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和元年6月6日（木）午後2時開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会議成立の宣言
  - 3 議事日程の決定
  - 4 議案第13号 平成30年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について  
議案第14号 市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について  
議案第15号 市川市教育委員会傍聴人規則の一部改正について  
議案第16号 市川市社会教育委員の解嘱及び委嘱について  
議案第17号 市川市博物館協議会委員の任命について  
議案第18号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の委嘱について  
議案第19号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について  
議案第20号 市川市少年補導員の解嘱及び委嘱について
  - 5 報告第9号 院内学級校舎新築工事請負契約に関する臨時代理の報告について  
報告第10号 市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する臨時代理の報告について  
報告第11号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について  
報告第12号 令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任に関する臨時代理の報告について  
報告第13号 生徒指導事案について
  - 6 その他
  - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第13号 平成30年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について

- 議案第14号 市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について
- 議案第15号 市川市教育委員会傍聴人規則の一部改正について
- 議案第16号 市川市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
- 議案第17号 市川市博物館協議会委員の任命について
- 議案第18号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の委嘱について
- 議案第19号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について
- 議案第20号 市川市少年補導員の解嘱及び委嘱について
- 2 報告第9号 院内学級校舎新築工事請負契約に関する臨時代理の報告について
- 報告第10号 市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第11号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について
- 報告第12号 令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任に関する臨時代理の報告について
- 報告第13号 生徒指導事案について
- 3 その他 (1) 塩浜学園新築機械設備工事請負変更契約に係る専決処分について
- (2) 令和元年度における教科書展示会について
- (3) 令和元年度市川市奨学生応募・決定の状況について

## 5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	平田	信江
委員	島田	由紀子
委員	大高	究
委員	山元	幸惠

## 6 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸	多一
生涯学習部長	松尾	順子
生涯学習部次長	根本	泰雄

学校教育部長	小倉	貴志
教育総務課長	池田	孝広
教育施設課長	鎌形	秀昭
青少年育成課長	田中	英一
社会教育課長	笈川	孝之
中央図書館長	大里	宗行
考古博物館長	杉山	元明
義務教育課長	鈴木	孝弘
学校安全安心対策担当室長	石田	清彦
指導課長	石井	辰治
就学支援課長	福田	雅人
保健体育課長	田中	成志
学校地域連携推進課長	堀江	智
教育センター所長	早川	淳子

## 7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	吉田	直美
〃	副主幹	須志原	みゆき
〃	主 査	菅原	大基
〃	主 査	新田	伸子
〃	主 任	大島	裕美
〃	主 任	加澤	俊

## ○教育長

ただいまから、令和元年6月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、追加議案を含め議案8件、報告5件、その他3件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、報告第12号「令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任に関する臨時代理の報告について」、報告第13号「生徒指導事案について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(賛成者挙手)

## ○教育長

挙手全員であります。よって、本案につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、非公開の審議については、本日の案件が、すべて終了してから行います。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田史郎委員、山元幸恵委員を指名いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、お願いいたします。

## ○平田史郎委員

それでは、「議案」に入ります。議案第13号「平成30年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

## ○教育総務課長

はい、教育総務課長です。議案第13号「平成30年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について」、ご説明いたします。議案の1ページをお願いいたします。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、平成30年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表する必要があるため、ご審議をお願いするものでございます。点検・評価報告書案につきましては、5月8日の定例教育委員会で市川市教育振興審議会への諮問についてご審議いただきました後、5月13日に市川市教育振興審議会に諮問、5月22日に答申をいただきましたことから、これをふまえ、改めて一部修正、作成いたしました。審議会の答申についてご説明いたします。「別冊

1 点検・評価報告書(案)」の96ページから100ページをご覧ください。構成は、96ページ目は諮問に対する「答申」、97ページ目は「審議経過」、98ページ目は「留意事項」、100ページ目は「今後の施策の推進に関する提言」となっております。次に、内容についてご説明いたします。96ページをお願いします。審議会における調査審議の結果です。教育委員会の点検・評価は妥当であるとのことでした。しかしながら、「ただし」以下の部分のとおり、現状や成果指標で捉えた課題への取組を丁寧に記載することに留意されたいとのご意見をいただきました。98ページをお願いいたします。こちらの「留意事項」は、先程の96ページの「ただし」以下の文章に対応する部分となっております。「(1)点検及び評価の結果に関する報告書への配慮」として、九つの施策についてご意見をいただきましたので、報告書に反映させております。具体的な内容をご説明いたします。10ページをお願いいたします。「施策1-1-3 道徳教育の充実」です。こちらでは、いじめの件数が増加したのは、いじめの捉え方が変わったからということをご丁寧に説明してもよいのではないかとのご意見をいただきました。このため、「1. 成果指標」の枠の下、こめじるしの網掛け部分のとおり、いじめの認知件数は、積極的に認知していく取り組みが数値として表れたものであり、教職員の目が行き届いていることの証であると考えられる旨を追加しました。次に、14ページをお願いいたします。「施策1-1-5 読書教育の推進」です。こちらは、二つ目の成果指標「学習活動などで、学校図書館を利用した授業時間数」の現状分析についてご意見をいただきました。学校図書館を利用した授業時間数の減少についての分析を若年層教員が増えているという視点から行っておりましたが、網掛け部分のとおり、インターネットの普及により、それを利用した情報収集が可能となったことがあげられる旨を記載し、修正いたしました。また、中学校での学校図書館を利用した授業時数の増加についての分析を、文部科学省から委託を受けた調査研究協力校が中学校であったからという視点で行っていましたが、網掛け部分のとおり、調査研究協力校を中心に、学校図書館を「学習・情報センター」とした活用が各中学校でも広がりつつあると考える旨に修正いたしました。次に、35ページをお願いいたします。「施策1-5-2 外国語教育・国際理解教育の推進」です。こちらでは、目標達成のためには、今後の対応として指導体制の整備が必要ではないかとのご意見をいただきました。このため、「3. 対応」欄に、人の手当も含めた広い意味で、学習環境の整備を図る旨を追加いたしました。次に、38ページをお願いいたします。「施策2-1-1 家庭教育の充実に向けた取り組みの推進」です。こちらでは、家庭教育学級の参加者数を示すことについてご意見をいただきました。このため、「1. 成果指標」の現状分析欄の網掛け部分のとおり、平成30年度の主な講座と開催回数、延べ参加人数を追加いたしました。次に、42ページをお願いいたします。「施策2-2-1 教職員の指導力の向上」です。こ

ちらの成果指標に掲げている数値は参加していない教職員も含めた数値であるため、研修受講者の満足した割合について、網掛け部分のとおり、全受講者を対象としたアンケートでは97%の受講者が「満足した」と回答した旨を追加いたしました。次に、44ページをお願いいたします。「施策2-2-2 学校間の連携の推進」です。上段部分の施策の説明書きは、第2期市川市教育振興基本計画に記載の文言となっております、審議会では、塩浜小・中学校は現在は義務教育学校となっている旨、ご指摘をいただきました。このため、文中にこめじるしを付け、平成28年4月に義務教育学校「塩浜学園」として開校した旨を注として追加いたしました。46ページをお願いいたします。「施策2-2-3 学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善」です。ここでは、学校関係者評価について、補足説明を加えることについてご意見をいただきました。このため、「1. 成果指標」の一つ目の指標「学校関係者評価」にこめじるしを付け、その説明を一番下に追加いたしました。続きまして、64ページをお願いいたします。「施策3-2-1 特別支援教育の推進」です。こちらでは、市川スマイルプランの作成を必要と考えるのは誰かのご意見をいただきました。このため、主語が「学校」だと分かるように修正いたしました。枠の下に記載しているこめじるしの部分も同様に修正させていただきました。次に、66ページをお願いいたします。「施策3-2-2 子どもや保護者を支援する体制の充実」です。こちらでは、不登校は問題行動ではないということを示すことについてご意見をいただきました。このため、「1. 成果指標」の一つ目の指標、「不登校児童生徒の出現率」の現状分析欄に、不登校は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することができるような支援が必要である旨を追加いたしました。また、右の67ページをご覧ください。対応としては外部機関との連携もある旨、ご意見をいただきました。このため、「3. 対応」欄に、関係外部機関を追加いたしました。報告書案の具体的な修正部分は以上となっております。それでは、99ページをお願いいたします。答申書の4ページ目となります。審議会からは、今のご意見以外にも、施策全体に関わる貴重なご意見がありまして、それが「今後の施策の推進に関する提言」となっております。①といたしまして、子どもの意識の変容を経年で捉えたデータの活用や、施策の成果の質を捉える指標の設定など、指標の捉え方やより適切な指標について検討されたい。②どのような取組が施策の成果に寄与したのか、その関係性を捉えるとともに、今後の展開につなげていくための具体策を示すよう、表し方を工夫されたい。③現在は施策ごとの評価となっているが、相互に関連する施策があることから、施策間の関連性が分かるような記載の工夫を検討されたい。以上が、審議会の答申内容と、それをふまえた報告書案の説明です。最後に、今後の予定です。本日、本案のご承認をいただけましたら、6月中に、点検・評価報告書を議会に提出するとともに、

本市ホームページに掲載し、公表する予定でございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第13号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第14号「市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。議案第14号「市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について」説明させていただきます。別冊2の1ページをお願いいたします。本審議会につきましては、幼児教育の振興充実について、市長または教育委員会の諮問に応じ、調査、審議をしていただいているところでございます。次に、2ページをご覧ください。今回の解嘱及び委嘱の理由は、本審議会委員のうち、第1号委員の中村よしお委員から、辞任願いの届け出がありましたことから、これを承認するとともに、後任委員の委嘱を行うものでございます。後任の委嘱委員は、市川市議会議長から推薦のありました、市川市議会議員石原みさ子氏でございます。本日ご承認をいただければ、中村委員の解嘱日は本日6月6日、後任の石原委員の任期は、6月7日から、前任者の残任期間である令和元年7月6日までとなります。なお、3ページには、本案を反映させた内容の名簿（案）を添付させていただきました。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第14号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第15号「市川市教育委員会傍聴人規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。議案第15号「市川市教育委員会傍聴人規則の一部改正について」ご説明いたします。議案2ページをお願いいたします。まず、改正の理由です。傍聴に係る手続を見直すとともに、傍聴人の定員を変更す



ることができるようにするほか、所要の改正を行う必要があるため、本規則の一部を改正するものでございます。次に、主な改正の内容です。議案6ページ、新旧対照表をご覧ください。一点目は、第2条の傍聴に係る手続の見直しです。まず、第1項の様式第1号を、傍聴人記録簿から会議傍聴申込書に改正いたしました。議案5ページに改正後の様式がございました。また、第2項以下については、会議の傍聴申込時間や傍聴人が定員を超えた場合は抽選により決定する等の規定を新たに追加いたしました。二点目は、傍聴人の定員の緩和です。第3条をご覧ください。傍聴人のうち、報道関係者は傍聴人の定員に含まないものとし、また、会議を傍聴しようとする者が多くなることが見込まれる場合等、教育長が必要があると認める場合は、傍聴人の定員を変更することができることといたしました。最後に、施行期日です。速やかに本規則を施行させる必要があることから、公布の日を施行期日とするものでございます。説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第15号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第16号「市川市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○社会教育課長

はい、社会教育課長です。議案第16号「市川市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」ご説明いたします。議案9ページをお願いいたします。社会教育委員は、社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会の諮問に応じ、社会教育に関し意見を述べるなどの職務を行うもので、社会教育法第15条第1項に基づき市川市社会教育委員設置条例第1条に規定されております。本案は、市川市社会教育委員3名から役職変更により辞任願が提出されたことから、この3名を解嘱するとともに、市川市社会教育委員設置条例第2条の規定に基づき、新たに委員3名の委嘱を提案させていただくものです。任期は、同条例第3条の規定により、前任者の残任期間とし、令和元年6月7日から令和2年9月30日までとなります。解嘱委員及び委嘱委員につきましては、10ページのとおりです。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようで

すので、議案第16号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第17号「市川市博物館協議会委員の任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○考古博物館長

はい、考古博物館長です。議案第17号「市川市博物館協議会委員の任命について」ご説明いたします。資料12ページ、及び13ページをご覧ください。このたび、考古博物館長の諮問機関である市川市博物館協議会委員の任期が本年7月4日で満了となります。これに伴い、博物館法第21条、及び市川市立博物館の設置及び管理に関する条例第10条の規定に基づき、新たに委員を13ページ名簿案のとおり任命したいので、教育委員会の議決を求めるものです。委員は、学校教育関係者による第1号委員が2名、社会教育関係者による第2号委員が1名、家庭教育関係者による第3号委員が2名、学識経験者による第4号委員が10名の計15名です。委員のうち、前任期からの再任が7名、新任が8名です。任期は2年間で、本年7月5日から令和3年7月4日までとなります。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第17号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第18号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○義務教育課長

はい、義務教育課長です。議案第18号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。別冊3の1ページ、2ページをご覧ください。提案の理由でございますが、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例第4条第1項に定める委員のうち、第1号委員、以下、第2号、第3号、第4号委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するため、提案させていただくものでございます。以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようで

すので、議案第18号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第19号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校地域連携推進課長

はい、学校地域連携推進課長です。議案第19号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」ご説明いたします。議案の14ページをご覧ください。本案は、市川市学校運営協議会の設置等に関する規則に基づき、「学校運営協議会」を設置するにあたり、新たに委員を任命する必要があることから、提案をさせていただくものでございます。主な理由といたしましては、教職員の定期人事異動や4月及び5月の時点では決定されておりました自治会やPTAより選出される委員の予定者が総会等により、決定されたことによるものでございます。また、それに合わせ、辞任の申出のあった委員につきましては、解任の提案をさせていただいております。なお、引き続き候補者を選定中の学校及び園につきましては、7月の定例教育委員会で提案させていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。以上、「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」ご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第19号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第20号「市川市少年補導員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

はい、教育センター所長です。議案第20号「市川市少年補導員の解嘱及び委嘱について」ご説明いたします。議案42ページから52ページをご覧ください。市川市少年補導員のうち、辞職願の届けがありました第1号委員、PTA会員6名及び第4号委員、民間有識者5名、合計11名を解嘱するとともに、市川市少年センター設置条例第9条及び同施行規則第4条の規定に基づき、関係機関から推薦のあった11名を少年補導員として委嘱したいので、教育委員会の議決を求めるものでございます。説明は以上でございます。ご審議の程よろし

くお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第20号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして「報告」に入ります。報告第9号「院内学級校舎新築工事請負契約に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育施設課長

はい、教育施設課長です。報告第9号「院内学級校舎新築工事請負契約に関する臨時代理の報告について」、令和元年5月28日に、教育長が臨時代理とさせていただきますので、その内容について、ご報告いたします。資料は、別冊4でございます。はじめに、1ページから3ページをお願いいたします。本案件は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約の承認を市議会へ提案するものです。令和元年5月28日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長より教育委員会に対して意見聴取があり、同法律第26条並びに、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時に代理をいたしましたので報告するものでございます。次に、資料4、5ページをお願いいたします。工事名といたしまして、院内学級校舎新築工事。工事場所、市川市国府台1丁目2番36。請負代金額は、3億2,747万円、契約方法は、一般競争入札。契約相手方は、千葉市中央区弁天1丁目5番1号、大和リース株式会社、支店長柏昌明。概要といたしましては、院内学級校舎の新築工事、鉄骨造、地上2階建における調査業務、設計業務、建設工事一式でございます。次に、資料6ページをお願いいたします。工期ですが、工事着手は、6月議会の議決後7日以内に契約の締結を行い、完成といたしましては、令和2年9月25日を予定しております。次に資料7ページをお願いいたします。入札の結果でございますが、開札年月日は、平成31年4月25日です。入札方法は、一般競争入札で行いました。予定価格は、3億4,309万円で、入札結果は、4社が入札に参加し、大和リース株式会社が、落札となったもので、仮契約日は5月24日でございます。落札者の工事経歴でございますが、主な工事の実績といたしましては、平成28年度に、千葉市で「千葉大学救急外来棟新営工事」、平成29年度に、鎌ヶ谷市で「鎌ヶ谷市立五本松小学校普通教室・特別教室等整備建築工事」などがあります。最後に、資料8ページに、参考図がございます。説明は、以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第9号を終了いたします。次に、報告第10号「市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○青少年育成課長

はい、青少年育成課長です。報告第10号「市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」ご説明させていただきます。資料は、別冊5になります。条例の改正にあたり、市長からの意見聴取に対し、教育委員会の意見を申し出る必要がございますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、本条例案の内容には異議がないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。本条例案につきましては、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を踏まえた改正となります。改正の内容は、放課後児童支援員認定資格研修の事務・権限について拡大されるもので、これまでの都道府県に加え、政令指定都市の長も実施できることになったほか、元号改正に伴う所要の改正を行うものです。施行期日につきましては、国の基準となる省令が既に施行されておりますことから、速やかにこの条例を施行させる必要があるため公布の日とするものです。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第10号を終了いたします。次に、報告第11号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○学校地域連携推進課長

はい、学校地域連携推進課長です。報告第11号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の53ページをお願いいたします。委員候補者が未決定でありました学校及び園において、新たに委員として任命をする必要があったことから、ご報告をさせていただくものです。また、それに合わせ、辞任の申出のあった委員につきましては、解任の報告をさせていただいております。議案54ページにございます学校及び園につきましては、6月の定例教育委員会以前に学校運営協議会が開催され、教育委員会の会議を開催する時間的余裕がなかったため、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、本日、ご報告をさせていただきます。以上、「市川市学校運営協議会委員の任命に関する臨時代理の報告について」

ご説明をさせていただきました。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第11号を終了いたします。続きまして、「その他」に入ります。その他（1）「塩浜学園新築機械設備工事請負変更契約に係る専決処分について」を説明してください。

○教育施設課長

はい、教育施設課長です。その他（1）「塩浜学園新築機械設備工事請負変更契約に係る専決処分について」、ご報告いたします。資料は、83、84ページでございます。はじめに、83ページをお願いいたします。本件は、平成30年9月議会での議決を経て着手をしております、市川市立塩浜学園新築機械設備工事につきまして、賃金等の急激な変動に対処するため、工事請負契約書第25条第6項「インフレスライド条項」の規定に該当し、かつ、工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について、請負契約者から請求されましたことから、当初、契約額3億3,804万円に、149万2,700円の増額が生じ、請負変更契約後、3億3,953万2,700円に、なるものでございます。次に、84ページをお願いいたします。専決処分とは、地方自治法第180条議会の権限に属する軽易な事項で、議決により指定した場合に長が処分するものです。本件は、平成30年9月市議会定例会において、議会の議決を得た工事請負契約であります。本変更契約は、市議会の議決を得た、「専決処分事項の指定について」第2項に該当いたしますことから、地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年5月27日付で、市長の専決処分により、本変更契約を締結するとともに、同条第2項の規定により、令和元年6月市議会定例会に報告するものでございます。説明は、以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、その他（1）を終了いたします。次に、その他（2）「令和元年度における教科書展示会について」を説明してください。

○指導課長

はい、指導課長です。「令和元年度における教科書展示会について」ご説明いたします。お手元の資料85ページのその他（2）指導課をご覧ください。令和元年度の教科書展示会は、現在使用している小・中学校の教科書、及び令和2年度使用の小学校13種目と、特別支援学校および特別支援学級の教科書見本を展示する予定となっております。展示会の期間と場所は、第1回が6月14日から6月30日までで、場所は生涯学習センター3階の市川市文学ミュージアム資料室です。第2回は同じ場所で、7月23日から8月31日までとなっております。なお、教科書展示は市民から早期に行う求めがあるため、教科書会社の見本本が整い次第、特別展示として、同じ場所で第1回展示会に先立ち、数日

間早目に展示する可能性があることを申し添えます。以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、その他(2)を終了いたします。次に、その他(3)「令和元年度市川市奨学生応募・決定の状況について」を説明してください。

○就学支援課長

はい、就学支援課長です。その他(3)「令和元年度市川市奨学生応募・決定の状況について」ご説明いたします。お手元の資料86ページをご覧ください。令和元年度市川市奨学生選考委員会を5月21日に開催し、奨学生の選考について答申を受けましたのでご報告いたします。はじめに、奨学資金制度の概要について説明させていただきます。本制度の目的は、学力が優良でありながら、経済的な理由により高等学校又は高等専門学校の修学が困難な方に対し、本制度を設けることにより、教育の機会均等を図るもので、奨学生は奨学生選考委員会の選考を経て決定されております。今年度の応募状況ですが、表の応募者数をご覧ください。国公立63人、私立42人、合計105人で、昨年度に比べ23人少ない応募でした。奨学生の人数は、市川市奨学資金条例第3条で「予算の範囲内で定める」と規定しております。毎年、奨学生選考委員会において、学力や家計の状況等を総合的にご審議いただき、予算の範囲内で選考していただいているところですが、今年度は応募者数が減少したことにより、仮に応募者全員が基準を満たし、その全員を奨学生に選考したとしても予算の範囲内に収まることとなりました。選考委員会におきましては、例年どおり、学力や家計の状況等を総合的にご審議いただいた結果、基準を満たした99人全員を奨学生として選考する、との答申を受けました。この結果、当初予算額1,861万2千円に対して、今年度の支給額は1,364万4千円の予定となります。また、残念ながら成績要件や家計の基準を満たさなかったため、6人が不支給決定となっております。なお、この方々へは、修学をあきらめることのないよう、通知とともに他の制度の案内を同封し、情報提供をしております。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。私の方から、随分減っているのですけれども、何か原因は考えられますか。私も長くこの委員をしていたものですから。

○就学支援課長

ここ数年、応募者数が減少傾向でありまして、特に昨年度、今年度と大きく減少しておりますが、周知の方法等において特段の変更をしたということはありませんので、事務局といたしましても、どうしてこのように減ったのかということは、原因について分かりかねている状態でございます。なお一層対象者に対しては、周知を努めて参りたいと考えております。以上でご

ざいます。

○平田史郎委員

本当にもらって欲しい人が中々耳に入らないような状況なので、その辺宜しくお願いしたいと思います。他に質疑がないようですので、その他(3)を終了いたします。続きまして、非公開の審議に入ります。

○教育長

これより、報告第12号の審議に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により、傍聴人及び指定する方以外は退席をお願いします。教育次長、各部部長・次長、指導課長、教育総務課長以外の方は退席してください。これにて、暫時休憩いたします。

【暫時休憩 傍聴人及び指定職員以外退席】

○平田史郎委員

議事を再開いたします。報告第12号「令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○指導課長

はい、指導課長です。報告第12号「令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任に関する臨時代理の報告について」ご説明申し上げます。5月の定例教育委員会においては、令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の1人として、所属を市川市PTA連絡協議会と記載し、職名を会長と記載し、氏名につきましては、空欄としたうえで選任の議決をいただき、その後、開催される令和元年度の市川市PTA連絡協議会総会において選出されました新会長を本定例教育委員会でご報告する予定でございました。その後、令和元年5月23日に開催されました令和元年度の市川市PTA連絡協議会総会にて第三中学校のPTA会長であります松丸陽輔様は会長に選出されました。しかし、令和元年度の第1回教科用図書葛南西部採択地区協議会が、5月21日に開催が予定されていたことから、第1回地区協議会につきましては、令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約のとおり、保護者等の代表として市川市PTA連絡協議会に所属する第三中学校PTA会長の松丸陽輔様にご出席いただくことといたしました。本来であれば、5月の定例教育委員会においては、令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員として、所属を市川市PTA連絡協議会と記載し、職名等を空欄とし、松丸陽輔様の氏名を記載し、議決をいただくべきところ、令和元年5月21日に第1回教科用図書葛南西部採択地区協議会を開催しますことから、教育委員会の会議を開催する時間的余裕がないため、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定に基づき、同年5月20日に教育長が臨時に代理し、別紙のとおり選任したことをご報告させていただきます。なお、別添の第2回地区協議会資料をご覧ください。No.4の市川市公立学校長会連絡協議会井上栄校長



ですが、職名に誤りがございました。市川市小学校長会会長であります井上栄校長ですが、市川市公立学校長会連絡協議会の副会長でございます。職名を会長から副会長に訂正させていただきますことから、令和元年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員名簿は、第2回地区協議会資料となることをご報告させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第12号を終了いたします。それでは、指導課からの申出がございましたので非公開議案を回収いたします。

○教育長

続きまして、報告第13号に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により指定する方以外は、退席をお願いします。教育次長、各部部長・次長、義務教育課長、教育総務課長、学校安全安心対策担当室長以外の方は退席してください。これにて、暫時休憩いたします。

【暫時休憩 指定職員以外退席】

【報告第13号 非公開部分】

【職員再入室】

○教育長

これをもちまして、令和元年6月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時閉会)